

## 別紙

### 【元号に関する各辞典の記述】

#### ①日本歴史大事典（小学館）

【元号法】1979年（昭和54年）制定の、年号に関する法律。元号は本来中国王朝の制度で、天皇の権威の呪術的象徴であった。憲法改正に伴う現在の皇室典範の制定（1947年）で昭和天皇の元号制定権は消滅し、元号は法的根拠を失った。しかし、元号法制定運動が1960年代から神社本庁や自由民主党によって展開され、大平正芳（おおひらまさよし）内閣がキリスト教団体や社会党、共産党の反対を押さえて元号法を成立させた。同法は、元号は政令で皇位継承の場合に限って改定すると規定、政府は元号の使用を国民に強制しないとしたが、元号制は国民主権の空洞化と天皇の厳守化の機能を果たしている。（功刀俊洋） 井上清『元号制批判』（1989・明石書店）／永原慶二、松島栄一編『元号問題の本質』（1979・白石書店）

#### ②日本歴史大事典（小学館）

【一世一元制】一人の天皇の在世中は元（年）号を1つだけに限る制度。日本に元号がもたらされて以降、一時期を除いて元号は祥瑞（しょうずい）、災異によりしばしば改められてきたが、明治天皇の即位式後、元号が慶応から明治へと改められた際（明治元年9月8日、1868年10月23日）、この制度が導入された。この制度はのちに皇室典範や登極令においても確認されたが、天皇の諡号（しごう）に在世中の元号をあてる制度と相まって、主権者としての天皇の存在を国民に知らしめるうえで大きな役割を果たした。第二次大戦後、国民主権にそぐわないとして、法的な根拠を喪失したが、1979年（昭和54年）6月、皇位継承があった場合、元号を改めるとする元号法が制定され、

国民への強制力は欠きつつも、一世一元の制は復活した。 〈中島三千男〉

### ③日本歴史大事典（小学館）

【元号】年号ともいわれ、漢字文化圏にみられる紀年法の一つ。一定の元（起算点）を定めて年数を数える方法。漢の武帝の建元元年（前140）に始まり、中国・朝鮮・日本で行われた。新羅では中国の元号がそのまま使用された時期もあるが、わが国では独自の元号が使用された。現在使用されているのは日本のみ。日本における元号の始まりは、645年（大化元）の蘇我本宗家の滅亡事件の直後に「大化」の元号を建てたとの『日本書紀』の記事に求められるが、7世紀の年代の記載法は干支（かんし）が一般的で、「白雉（はくち）（白鳳（はくほう））」「朱鳥（しゅちょう）（朱雀（しゅじゃく））」など7世紀の元号が存在したとしても断続的であり、公式の文書にも使用された形跡はなく、のちの継続的な元号とは性格を異にしていたようである。したがって、厳密な意味での日本における元号の成立は701年の「大宝（たいほう）」である。おそらく同年に制定された大宝律令と密接な関係があると思われる。以降平成に至るまで、元号が連続して使用されている。大宝律令には公式文書に元号を使用することが規定されている。元号には呪術的な要素があり、それを改めること（改元）は災異を除き、世を一新するなどと考えられたため、祥瑞（しょうずい）改元、災異改元、天皇即位による代始（だいはじめ）改元、讖緯（しんい）説に基づく辛酉（しんゆう）革命説・甲子（かつし）革命説による革命改元などがある。ほぼ9世紀までは祥瑞による改元が中心であったが、10世紀以降明治までは災異・代始・革命による改元が行われた。元号名は、学者に漢籍から好字2字の語句を選ばせ（年号勘申（かんしん））、これを公卿（くぎょう）が審議し（改元難陳（なんちん））、天皇が決定した。元号は国家権力の正当性を示すものと考えられ、その制定は天皇の大権に属しており、この改元の権限は武家政権下を通じても代わらなかつた。南北朝期には2種の

元号が存在したり、古河公方（こがくぼう）足利成氏（しげうじ）の使用拒否などもあったが、かなり正確に実行された。またこうした公的な元号のほか、寺院・地方豪族などの間で私的な年号が使用されたこともあるが、これを私年号・逸年号と呼んでいる。明治以降は天皇一代一元号（一世一元制）となり、同時に天皇の諡号（しごう）となった。現在は1979年（昭和54）に制定された元号法により、元号の決定権は内閣にあり、平成の改元は同法によって行われた。

#### ④ 広辞苑（岩波書店）

【元号】 年号 年につける称号。中国で、皇帝が時をも支配するという思想から、漢の武帝の時（西暦紀元前140年）に「建元」と号したのに始まる。日本では645年に「大化」と号したのが最初。天皇が制定権をもち、古くは辛酉・甲子の年のほか、即位（代始め）・祥瑞・災異その他の理由によってしばしば改めたが、明治以降は一世一元となり、1979年公布の元号法も、皇位の継承があった場合に限り改めると規定。

#### ⑤ 日本大百科全書（小学館）

【元号】 年号 登用における紀年法の一つで、統治者の即位、祥瑞（しょうずい）、災異などの会った年を記三年として、嘉号（かごう）を冠して用いられる。年号の起源は中国にあり、中国では統治者は土地人民のみならず時間をも支配するという思想に基づき、年号の制定は統治者の特権とされ、またその年号を使用することはその支配に従うことを意味した。この制は、中国文化の影響を受けた朝鮮や日本などの周辺の諸国に広まった。年号は紀元法の一つではあるが、一代に数回も改元があり煩雑であって、一世一元であっても、その使用期間が短い例が少なくない。したがって年号を聴いただけではその時代を容易に識別することが困難な場合が多い。一方、起源年数による紀年法では

歴史的事件の前後関係の判断は簡単明瞭であり、歴史学・年代学にとっては、年号よりも起源年数で表すほうが便利である。〔渡辺敏夫〕

#### ⑥日本史事典（旺文社）

【元号】 年号ともいう。中国の歴史史書に始まり、その影響を受けた東洋諸国で行われた。日本では大化改新の「大化」を最初とするが、それ以前にも一部には法興（ほうこう）などの年号が用いられたらしい。大化以後、奈良時代の四字年号、室町時代の私年号、南北朝の両朝別の年号などあるが、多くは、天皇代替りや、干支（えと）によって改元された。明治時代以後一世一元制となる。年号には本来、年号使用者は年号制定者の支配に服するという歴史的な意味があるため、民主主義国家として年号の存廃が政治問題化している。 1979年、元号法が制定され、元号制定の権限は内閣に与えられた。

#### ⑦日本史小辞典（山川出版社）

【元号】 年号とも。紀年法の一形態。紀元前140年に前漢の武帝によって立てられた建元（けんげん）に始まる。日本では645年の大化（たいか）が最初の元号である。その後断絶があったが、701年の大宝（たいほう）以後は連続して、現在の平成に至る。明治改元以後は一世一元の制が定められ、跋祚にともなう改元に限定されたが、それ以前は、祥瑞（しょうずい）・災異・三革、辛酉（しんゆう）・甲子（かつし）・戊辰（ぼしん）の年などさまざまな理由で頻繁に改元された。改元の手続きとしては、紀伝道から提出された複数の候補をもとに、大臣・参議らが陣の座において新元号を決定、天皇により改元詔書が交付されるのを常とした。1868年（慶応4）の明治改元の際、一世一元が定められるとともに、これら改元手続きは大幅に簡略化され、皇室典範（明治22年発布）、登極令（明治42年公布）の制定をへて制度的完成をみた。しかし戦後、新たに定められた憲法・皇室典範には、元号に関する条

項が設けられず、その法的根拠は失われた。このため1979年（昭和54）に元号法が制定され、元号制定に関する権限は内閣に属することとなった。

⑧ **百科辞典マイペディア 電子辞書版（日立ソリューションズクリエイト）**

【元号】 歴史上の年を数えるために主権者が定めたもの。年号。元は〈はじめ〉の意。中国では漢代から一般的に使用。皇帝の交代または治世方針の改正の際に改元する。近隣諸国も中国の支配下にある時は同じ元号を使用。日本では645年を大化1年と定めたのが最初。大宝律令で採用が明文化され、明治維新で一世一元の制を採用。1947年に新たに制定された皇室典範には元号に関する規定がないため、元号は主要な法的根拠を失ったが、1979年元号法が成立し、新しい法的根拠をもつに至った。中国や近隣諸国ではそれぞれ革命その他ですでに廃止されている。

⑨ **ブリタニカ国際大百科事典（ブリタニカ・ジャパン）**

【元号】 年号ともいう。年につけた名。古くは王の即位から年を数えたが、一定の起算点（元）を定めて年数を数える方法が考えられ、中国、漢の武帝のときから元号が使用されはじめたとされる。その後、次第に近隣の諸国でもこの方法が使用されるにいたった。現在これを使用している国は日本だけである。  
・・・改元の理由としては祥瑞、災害をはじめ、代始、あるいは辛酉・甲子などの革命説によることがあった。用字は中国の古典からとり、年号勘文が出され、上卿（しょうけい）の討議を経て改元の詔書によって決定された。一世一元は中国では明、日本では明治以降である。

以上